

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点）

三 作業地域

さいたま市岩槻区府内一丁目地内外

四 作業期間

平成三十年五月二十九日から平成三十年七月二十九日まで